

石炭焚き船に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 D 編

改正理由

本会規則では、主ボイラ及び補助ボイラの燃料に石炭を用いる船舶の諸設備を新設計理論に基づく機関とみなして、当該設備の要件を鋼船規則検査要領 D 編の附属書に規定していた。

当該附属書は、1981 年の制定当時、船舶推進用プラントとして開発途上にあった微粉炭燃焼方式、流動床方式、スラリー方式等を採用する石炭焚き船の諸設備に関する技術上の指針として示したものである。

しかしながら、当該附属書は制定時から技術的な内容について一切の改正をしておらず、また今後石炭焚き船が建造される見込みがないことから、鋼船規則等の総合的見直しの一環として関連規定を削った。

改正内容

鋼船規則検査要領 D 編附属書 D1.1.3 及び当該附属書を参照する規定を削った。

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

D 編 機関

D1 通則

D1.1 一般

D1.1.3 を削る。

~~D1.1.3 新設計理論に基づく機関~~

~~主ボイラ及び重要な補助ボイラの燃料に石炭を用いる船舶の設備については、附属書 D1.1.3「石炭焚き船の設備に関する検査要領」によるが、1.1.3、1.1.5 及び 1.1.6 を除き、計画の資料とすることができる。~~

附属書 D1.1.3 を削る。

~~附属書 D1.1.3 石炭焚き船の設備に関する検査要領~~

(省略)